

旭川市立神居中学校いじめ防止基本方針

平成28年3月31日

1 いじめの定義といじめに対する本校の基本認識

いじめとは、当該生徒と一定の人的関係のある他の生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているものをいうこととする。

（いじめ防止対策推進法：文部科学省）

いじめが全ての生徒に関係する問題であることに鑑み、いじめの芽はどの生徒にも生じうるという緊張感をもち、生徒が安心して学習等に取り組むことができるよう、学校の内外を問わずいじめが行われなくなることを目指し、「いじめ防止基本方針」を策定した。

いじめ防止のための基本姿勢として、以下の5点を挙げる。

- ①いかなる理由があってもいじめを行わない、見過ごさない、許さない風土を築く。
- ②生徒一人一人の自己有用感を高め、自尊感情を育む教育活動を推進する。
- ③いじめの早期発見（対応）のための手段を工夫・改善する。
- ④いじめの早期解消のために、当該生徒の安心・安全を保証するとともに、教職員の言動が生徒に大きな影響力をもつことを認識し、信頼関係の構築及び保護者・関係機関とも連携を図りながら、全校体制での指導に努める。
- ⑤「いじめ防止基本方針」は公開・公表し、適宜、点検・評価するとともに、必要に応じて見直すものとする。

2 いじめの防止のための取組

生徒一人一人が認められ、お互いに相手を思いやる風土づくりに学校全体で取り組む。また、教師一人一人が「誰もが意欲的に取り組める授業」を心がけ、生徒に基礎・基本の定着を図るとともに、学習に対する達成感・成就感を育て、自己有用感を味わい自尊感情を育むことを目指す。

豊かな情操を培い、心の通う対人交流能力の素地を養い、全ての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動の充実を図るとともに、予防的な生徒指導を促進する。また、「いじめは絶対に許されないことである」という認識が生徒に根付くよう、教育活動全体を通してねばり強い指導を継続する。同様に、「傍観者」もいじめを放置するという観点において「乗り越えなければならない大きな課題」とであるという意識を醸成する。

（1）いじめを行わない、見過ごさない、許さない風土づくり

①生徒会による自主的な取組（朝のあいさつ運動、目安箱など、他）

②朝の10分間読書活動

朝のスタートを全校生徒が一斉に読書の時間を共有することで、静寂の共有とともに、豊かな情操を培う場とする。

③保護者への「道徳の時間」の公開

参観日を活用して、各学年が「道徳の時間」を公開し、保護者や地域住民（近隣小学校教員を含む）に生徒の考えや心の成長を観てもらい、連携した指導の契機とする。

④体育大会の学級対抗リレー、学校祭の合唱コンクール

学級やグループの協力・連携を通して、心を通わせる難しさとともに、助け合い
思いやることの大切さを感じさせ、交流能力の素地を養う。

⑤インターネット等の利用に伴う情報モラルに関する啓蒙

技術科等の教科及び学級活動・道徳などを活用した指導の充実、入学説明会の場
を活用した保護者への啓蒙活動とともに、学校ネットパトロールの活用によるトラ
ブルの早期発見に努める。

⑥春と秋に生徒理解研修を実施し、全ての教職員の共通認識を図っている。また、い
じめ防止等の対策が専門的知識に基づき適切に行われるよう、教職員の資質・能力
向上に向けた校外研修への参加促進を図る。

(2) 生徒一人一人の自己有用感を高め、自尊感情を育む教育活動の推進

①個に応じた学習活動への支援（指導）

英語、数学を中心とした週一回の TT 指導（教員の 1 学級 2 名配置）に取り組み、
個々の課題や疑問に応じた支援（指導）を通して、学習への意欲化を図っている。
また、放課後や長期休業中に補習的内容の学習時間を設定し、「分かる」「できる」
経験を通して意欲化を図っている。

②学校祭の学年別テーマ発表、職場体験活動（2 学年）

1 年生が会場装飾、2 年生が模擬店経営、3 年生がステージ発表（表現）に取り
組む中で、個々の興味・関心、能力、人柄等に応じたプラスの経験を積む機会とな
っている。職場体験活動においては、希望にできるだけ近い職場（20 カ所程度）
での体験を通して、事前事後の活動も含め、将来を見通して現在の生活を生かす大
切さを学ぶ、よい機会となっている。

③人とつながる喜びを味わう体験活動

神居小学校児童及び近隣町内会住民と共同で行う「ポイ捨てなくそう運動」にお
いて、地域の清掃活動を年に 1 回実施している。小学生と地域住民との間に入って
「つなぎ的な役割」を担うよい機会となっている。現在は当日のみの活動となっ
ているが、今後、事前事後の学習機会をも意図的に設定することで、更に貴重な体験
へと発展する可能性があると考えている。

④ソーシャルスキルトレーニング、エンカウンターなども今後検討してみては？

3 いじめの早期発見（対応）・早期解消に向けての取組

(1) いじめの早期発見（対応）のために

①「いじめは全ての生徒に関係する問題であり、いじめの芽はどの生徒にも生じうる
ものである」という基本認識に立ち、全ての教職員が生徒を見守り日常的な観察を
丁寧に行うとともに、信頼関係の構築に努め、生徒が示す変化や危険信号を見逃さ
ないようアンテナを高く保つことが大切である。

②おかしいと感じた生徒がいる場合には、学年部会や生徒指導部会場で気付いたこ
とを共有し、より大勢の目で当該生徒を見守る。

③朝、休み時間、放課後（下校時含む）等の「ふれあい（玄関・教室・廊下、トイレ、
体育館等）」や必要に応じた校外での巡回（長期休業中、祭典時等）他、春と秋の
教育相談（秋は保護者との三者懇談）を通して、生徒が相談しやすい体制を整え、
いじめ他の実態把握に努めている。

④「学校生活に関する（いじめを含む）アンケート」を年 5 回程度実施しており、生
徒の悩みや人間関係を把握し「いじめゼロ」の学校づくりに努めている。

(2) 全職員が一致団結して、いじめの早期解消（解決）に当たるために

- ①いじめの発見・通報があった場合は、特定の教職員で抱え込まず、速やかに組織的に対応する。
- ②情報収集は綿密に行い、事実確認をした上で、教職員全員の共通理解を徹底する。
更に、保護者の協力及び関係機関等と連携する中、被害生徒を守り通すとともに、加害生徒に対しては人格の成長を旨とした教育的配慮の下、毅然とした態度で指導に当たる。
- ③「傍観者」の立場にいる生徒たちにも、「いじめを見過ごさない」という視点から指導する。
- ④被害生徒の心のケアのため、スクールカウンセラーや養護教諭と連携する。また、必要に応じて、校外の専門家や関係機関とも協力・連携する。

(3) 家庭や地域、関係機関との連携のために

- ①事実関係の把握後、迅速に保護者に連絡し、事実に対する保護者の理解や納得を得た上、学校と保護者が連携して以後の対応を適切に行えるよう保護者の協力を求めるとともに、保護者に対する継続的な助言に努める。
- ②決して学校内だけで問題解決をしようとするのではなく、必要に応じ、市教委、所轄警察署、法務局等からの協力・支援も検討する。

4 いじめに対応するための組織

(1) 学校内の組織

①「生徒指導部会」

週1回、生徒指導部に所属する教員及び教頭が、生徒指導に関する情報交換、及び共通行動等に関する話し合いを行っている。

②「いじめ防止対策委員会」

いじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、管理職、教務主任、生徒指導主事、学年主任、教育相談担当、養護教諭、当該学級担任・部活動顧問、スクールカウンセラー等によるいじめ防止対策委員会（必要に応じ関係の深い教員を追加する柔軟な組織）を設置する。必要に応じて委員会を開催する。

(2) 家庭や地域、関係機関と連携した組織

以下に掲げるような重大事態が発生した場合は、その事態に対処し、及び同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、「調査組織」を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行う。調査組織のメンバーは、校長、教頭、PTA 会長、生徒指導部長、神居地区青少年を守る会長、神居中央地区市民委員会会長、神居台場地区市民委員会会長、富沢地区連合町内会長、神居西地区民生児童委員協議会長、神居交番所長、等とする。

- ①いじめにより在籍する生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- ②いじめにより在籍する生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。